

産業廃棄物処理施設問題の抜本的解決を求める意見書（案）

嘉麻市大隈の産業廃棄物中間処理施設における産業廃棄物の搬入量の超過については、市を通じ、再三にわたり改善指導の強化を要望してきたが、平成 29 年 5 月 28 日に火災が発生した。

火災は県内各地からの消防支援活動もあり、発生から 15 日目でようやく鎮圧されたが、この火災により、市が把握しているだけでも、市内の園児・小・中・高学生、高齢者等合わせて 332 人（平成 29 年 6 月 13 日現在）から体調不良の訴えがあり、産業廃棄物に含まれる多様な化学物質による複合汚染の危険性が指摘され、市が市内 6 箇所の水質を独自に調査した結果、最大で環境基準の 4.2 倍のダイオキシン類が検出された。また、許可品目以外の廃棄物が混入していた場合、更なる環境汚染物質の発生が心配される。

このままの状態が続けば、取り返しのつかない環境破壊を招き、後世に重大な影響を及ぼすことになる。

当該処理施設の近隣には、病院や、災害時の避難所に指定されている市立小・中学校も存在しているため、放置されたままの廃棄物によって周辺環境が汚染されることは、到底容認できることではない。

よって、許可権者である福岡県においては、このような事態により、近隣住民の生活、安全及び生徒の健康な身体育成が脅かされている現状を理解し、行政指導の強化や行政代執行により、早急な対策を行うこと。また、近隣の産業廃棄物処理施設についても、廃棄物の不正な処理を防止するため、県の監視指導体制の強化を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 29 年 6 月 27 日

嘉麻市議会

意見書提出先 福岡県知事